

埼玉県障害者雇用優良事業所等表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業所及び職業人として他の模範となる障害者に対し表彰を行い、その努力をたたえるとともに、これを広く県民に周知し、障害者の雇用の促進と職業の安定に資するものとする。

(表彰の対象)

第2条 次の区分に従い、埼玉県雇用対策協議会会長、市町村障害者就労支援センターの長及び障害者就業・生活支援センターの長が推薦したもののうちから審査の上、決定する。

- 一 障害者雇用優良事業所
- 二 優秀勤労障害者

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の事項に該当する事業所等について行う。

- 一 障害者雇用優良事業所

埼玉県障害者雇用優良事業所認証を受けている事業所のうち、障害者の雇用に関して理解が深く、積極的に取り組んでいる事業所（国、地方公共団体の事業所を除く。）でその結果が特に顕著なものうち、次のいずれにも該当するもの。

ア 当該事業所が当該年度6月1日現在において、障害者を5人以上雇用していること。

イ 当該事業所の属する企業が過去3年間において、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（附則（令和5年3月1日政令第44号）第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を達成していること。

ウ 当該事業所が過去3年間において、自らの責任による労働災害を起こしていないこと。

エ 当該事業所が過去3年間において、労働関係法令に違反していないこと。

- 二 優秀勤労障害者

埼玉県内に居住し、就職している障害者で、その障害を克服し、模範的な職業人として業績をあげ、職場における同僚等から敬愛され、同一の事業所における勤続年数が原則15年以上のもの。

(障害者雇用優良事業所等選考委員会)

第4条 本表彰に係る被表彰者の審査を行うため、障害者雇用優良事業所等選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は別表のとおりとし、産業労働部雇用労働局長を委員長とする。
- 3 委員会の庶務は、産業労働部雇用労働課が行う。
- 4 その他の委員会の運営について必要な事項は、別に委員長が定める。

(被表彰者候補の推薦方法)

第5条 被表彰者候補は、埼玉県雇用対策協議会会長、市町村障害者就労支援センターの長及び障害者就業・生活支援センターの長からの推薦によるものとする。

なお、推薦は、次の様式による。

- 一 障害者雇用優良事業所・・・・・・・・様式1、様式3
- 二 優秀勤労障害者・・・・・・・・様式2、様式4

(表彰の方法)

第6条 表彰者は、埼玉県知事とする。

- 2 被表彰事業所、被表彰者に対して表彰状を授与して行うものとする。
- 3 表彰の時期は、原則として障害者雇用支援月間（9月）中に行うものとする。
- 4 表彰件数は、毎年度事業所2社と勤労障害者3人を基本として5件以内とする。

附 則

この要領は、平成12年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	産業労働部雇用労働局長
委員	埼玉労働局職業安定部職業対策課長
委員	一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事
委員	埼玉県雇用対策協議会専務理事
委員	産業労働部雇用労働課長

障害者雇用優良事業所推薦書

1 事業所名 <small>(ふりがな)</small>				2 代表者名 <small>(ふりがな)</small>			
3 所在地 <small>(ふりがな)</small>		(〒)		(電話)			
4 事業内容 <small>(生產品目など)</small>		5 資本金				6 創業又は 設立	
				千円		明・大・昭・平 年 月	
7 労働条件		○ 就業時間		○ 有給休暇 1年目 日		○ 基本給 円	
		○ 休憩時間		○ 定期健康診断 年 回		○ 定期昇給 円	
		○ 休日		○ 社会保険		○ 賞与 年 回	
8 雇用状況	年月日	. 6. 1		. 6. 1		. 6. 1	
	内 訳	従 業 員 数 <small>(うち障害者数 (うち重度))</small>		従 業 員 数 <small>(うち障害者数 (うち重度))</small>		従 業 員 数 <small>(うち障害者数 (うち重度))</small>	
	全従業員数	人 <small>(人 (人))</small>		人 <small>(人 (人))</small>		人 <small>(人 (人))</small>	
	採用者数	人 <small>(人 (人))</small>		人 <small>(人 (人))</small>		人 <small>(人 (人))</small>	
	退職者数	人 <small>(人 (人))</small>		人 <small>(人 (人))</small>		人 <small>(人 (人))</small>	
	障害者雇用率	%		%		%	
9 従業員	従業員数	人		人		人	
	障害者数	%		%		%	
10 勤続年数	勤続年数5年以上の障害者数	人		人		人	
	障害者に占める割合	%		%		%	
11 過去3年間の障害者の職場実習及び委託訓練の受入人数						人	
12 障害種別	種別 年月日	重度身体障害者 <small>(1,2級)</small>	重度以外の 身体障害者	重度知的障害者 <small>㊤, A, 職業上重度</small>	重度以外の 知的障害者	精神障害者	合 計
	. 6. 1	人	人	人	人	人	人
	. 6. 1	人	人	人	人	人	人
	. 6. 1	人	人	人	人	人	人
13 障害者雇用のための配慮・工夫等		(別紙のとおり)					
14 推薦理由							
15 労働災害		有 ・ 無					
16 労働関係法令違反		有 ・ 無					

(記入上の留意事項)

ア 8欄は障害者雇用状況報告に準じて、算定人数を記入してください(直近3か年分)。

イ 9, 10, 12欄は実人数を記入してください。

* この推薦書は埼玉県障害者雇用優良事業所等表彰の目的以外には使用しません。

別紙

「1.3 障害者雇用のための配慮・工夫等」

様式2

優秀勤労障害者推薦書

1 氏 <small>(ふりがな)</small>	昭和・平成 年 月 日生 歳 男・女		
2 現住所 <small>(ふりがな)</small>			
3 勤務先事業所	名 <small>ふりがな</small> 称 <small>な</small>		
	(電話) 所在地 <small>ふりがな</small>		
4 職 種	5 勤続年数	年 月	
6 障 害 名	7 障害の程度	級 障害者手帳等交付年月日 年 月 日	
8 経歴及び 表彰歴			
9 推薦理由			

* 1 手帳又は判定書等の写しを添付してください。

* 2 この推薦書は埼玉県障害者雇用優良事業所等表彰の目的以外には使用しません。

様式 3

障害者雇用優良事業所推薦一覧

事業所名	備考

様式 4

優秀勤労障害者推薦一覧

氏 名	年 齢	備 考